

陳情第10号

地方公共団体の予算執行と財政運営の信頼性向上を求める陳情

陳情の趣旨

「地方自治は民主主義の学校」と言われており、我が国の地方公共団体の行政運営の在り方に対して、住民が自立的に関心を持ち、より良いまちづくりの実現に向けて参加する機会が得られることは、日本国の繁栄と発展の土台となるものと考えます。

現在、地方自治法には地方議会の権限として「予算を定めること」「決算を認定すること」が明記されており、地方公共団体の財政運営の民主的な手続きが担保されており、住民を代表して当該議会を構成する議員の皆様の見識等について住民は厚い信頼を寄せています。

ただし、現代の地方公共団体の事業は多岐に渡るようになり、その財政規模も肥大化の一途を辿っており、住民から見て地方公共団体の活動を把握することは難しくなっています。

地方公共団体の財政運営や予算執行の在り方に関して、住民が情報を容易に得られることで、地方公共団体、並びに地方議会への信頼を更に向上させる取り組みの重要性が高まっています。住民が自立した納税者としての自覚を醸成するきっかけを作ることは、地方公共団体、並びに地方議会を支える民意の質を向上させることに繋がります。そのため、下記内容について市に求める様陳情いたします。

陳情の項目

<行政評価に関する事>

- 1 地方公共団体は、行政評価等に関し基本的な事項を定め、総合的かつ体系的な行政評価等の仕組みを構築することにより、行政活動及び外郭団体の全ての事務事業の成果を客観的かつ定量的に評価すること。
- 2 地方公共団体は、毎年度、全ての事務事業について行政評価を実施し、当該事務事業に係る予算及び人件費を算出し、その評価結果を地方議会に報告し、その報告内容の全てを住民に分かりやすくHP上で公表すること。

<財政運営に関する事>

- 3 地方公共団体は、財政に関する情報を市民に分かりやすく公表することにより、住民と情報を共有し、財政運営の透明性の確保に努めること。
- 4 地方公共団体は、会計システムに登録される毎月の歳出予算の支出命令情報を、支払

